

第147回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- 事業報告
主要な営業所及び工場
新株予約権等の状況
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
会社の支配に関する基本方針
- 連結計算書類
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
- 計算書類
株主資本等変動計算書
個別注記表

第147期（2024年4月1日～2025年3月31日まで）

伊豆箱根鉄道株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.izuhakone.co.jp/izu-group/izu-info/p010251.html>）に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

鉄道事業		駿豆線（三島～修善寺19.8km） 大雄山線（小田原～大雄山9.6km） 電車51両 機関車2両 特殊車1両 駅数25駅
バス事業 （伊豆箱根バス株式会社）		本社 静岡県三島市 乗合事業 営業所（三島、小田原） 車両数 114両 貸切事業 営業所（三島、小田原、町田） 車両数 63両 本社自動車工場、本社旅行センター、神奈川旅行センター 東京総合案内所
タクシー事業 （伊豆箱根交通株式会社）		本社 静岡県三島市 車両数 292両 営業所（沼津、三島、修善寺、熱海、湯河原、小田原、大磯）
レジャー・ 不動産事業	飲食店・ 物品販売業	伊豆・三津シーパラダイス、イズーラ伊豆長岡、イズーラ修善寺、道了尊売店
	広告業	広告事務所（三島、小田原）
	保険代理店事業	三島支店、小田原支店
	自動車道事業	湯河原パークウェイ（5.7km）
	不動産賃貸業	沼津駅北口ビル、伊豆箱根広小路ビル、五百羅漢駅ビル、和田河原駅ビル、プラザあいおい、名古屋貸店舗、大仁駅前貸店舗、熱海梅園貸店舗、三島田町駅前貸店舗、三島広小路駅貸店舗、沼津五月町貸店舗、岩原貸店舗、三島西若町貸事務所、三島東本町土地、沼津三津土地、沼津大岡土地、箱根仙石原土地、元箱根土地、御殿場土地、熱海春日町土地、小田原久野土地、沼津駅前パーキング、大仁駅前パーキング 他

新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ. 当社及び子会社が社会の一員として責任を果たし信頼される企業となるために、全ての取締役及び使用人が常に心がけるべき基本的なルールとして、「西武グループ企業倫理規範」を遵守する。さらに「西武グループ企業倫理規範」を職務の執行で実践するために行動指針を定めるとともに、取締役及び使用人に対するコンプライアンス・マニュアルの配付、研修の実施等により意識の浸透・定着をはかる。
- ロ. 当社は、「西武グループコンプライアンス体制基本規程」に基づき、西武ホールディングスに設置する「西武グループ企業倫理委員会」のもと、社長を委員長とする「コンプライアンス推進委員会」を設置し、当社及び子会社におけるコンプライアンス体制を整備・統括する。コンプライアンス担当部署は総務部とする。また、内部通報窓口を設置し、コンプライアンスに関する問題の早期発見と解決を図る。
- ハ. 反社会的勢力との関係を断絶することを宣言する。また、西武グループの反社会的勢力への対応に関する基本原則等を定めた「西武グループ反社会的勢力対応基本規程」に基づき、反社会的勢力に対して警察や弁護士等と連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- ニ. 法令及び定款に適合した社内規程を整備し、取締役及び使用人は、各種規程に基づいた職務の執行を行う。
- ホ. 職務の執行にあたっての法務チェック、各種法改正への対応等の強化をはかるため、法務関連部署の充実をはかる。
- ヘ. 当社は「西武グループ財務報告に係る内部統制基本規程」に基づき、財務報告にかかる内部統制を適切に整備、運用及び評価し、当社及び子会社における財務報告の信頼性を確保する。
- ト. 当社及び子会社の内部監査については西武ホールディングス監査・内部統制部により実施され、当社及び子会社における業務運営の適正性及び法令・社内規程等の遵守状況についてモニタリングを行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 「西武グループ情報管理規程」に基づき、情報管理の責任部署及び管理体制を明確にし、情報資産全般の保護、管理、利用を適正に行う。
- ロ. 取締役会、経営会議の議事録等職務の執行に係る全ての文書（電磁的媒体に記録されたものを含む。）は、「文書規程」に定める方法に基づき、整理、保管、保存または廃棄される。取締役及び監査役は、保管、保存されたこれら全ての文書等を閲覧できる。
- ハ. 「西武グループ情報システムセキュリティ規程」に基づき、当社及び子会社の情報システムにおける情報資産の保護、管理、利用の適正性を確保する。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. リスク管理の統括部署を設置するとともに、西武グループにおけるリスク管理の基本的な考え方・管理体制を定めた「西武グループリスクマネジメント基本方針」及び「西武グループリスクマネジメント規程」に基づき、リスクの把握及び事前対応を行うとともに、リスクが顕在化した場合に迅速な対策を講じることができる体制を構築する。
- ロ. リスク管理体制の有効性及び効率性についてのモニタリングは、西武ホールディングス監査・内部統制部により実施され、モニタリングにより判明したリスク情報については、リスク管理の統括部署と情報の共有化を図る。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 経営上の重要事項を審議するため、取締役会を月一度開催する。また、執行役員等により構成される経営会議を設置し、業務執行上の重要案件について十分な審議を行う。
- ロ. 西武グループのグループビジョンを取締役及び使用人で共有するとともに、グループビジョンの実現を念頭に策定される経営計画に基づき、取締役及び執行部門は計画の目標達成のため活動する。取締役会は、執行部門に定期的に業績報告を求め、計画の進捗状況を確認する。
- ハ. 業務の執行を組織的かつ効率的に行うために「職制」「業務分掌」「職務権限規程」を定める。
- ニ. 業務執行の効率性のモニタリングは、西武ホールディングス監査・内部統制部により実施され、適時、当社に報告される。

- ⑤ 当社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 西武グループはグループビジョンをグループ全体で共有し、その実現に向けグループ一体で事業活動を行う。また、「西武グループ企業倫理規範」を遵守し、社会の一員としての責任を果たす。
 - ロ. 当社及び子会社は、「西武グループ関係会社管理規程」に基づいた意思決定及び業務執行を行うことにより、事業活動を効率的かつ適正に行う。また、当社及び子会社における業務執行のうち重要なものについては、「西武グループ関係会社管理規程」に定める業務処理区分に基づき、付議または報告する。
 - ハ. 西武ホールディングスコンプライアンス部及び西武ホールディングス監査・内部統制部は、随時当社及び子会社の担当部署と連携の上、当社及び子会社のコンプライアンス、内部監査について協力、指導、支援を行う。また、当社及び子会社は、コンプライアンス、内部監査について、西武ホールディングスコンプライアンス部及び西武ホールディングス監査・内部統制部による協力、指導、支援を受ける。
 - ニ. 当社及び子会社は、「西武グループ I T 基本方針」及び「西武グループ情報システム管理運営規程」、「西武グループ情報システムセキュリティ規程」に基づき、当社及び子会社の業務における積極的な I T 利活用による効率化と、情報システムの管理運営の適正性を確保する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
- 監査役の職務を補助すべき部署は総務部総務課とする。その人選にあたっては、監査役の意見を十分考慮して決定する。
- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動等については、監査役の意見を十分考慮して決定する。

- ⑧ 取締役、使用人及び子会社の取締役、監査役、使用人等が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 当社の取締役、使用人及び子会社の取締役、監査役、使用人、またはこれらの者から報告を受けた者は、監査役に対して必要な報告及び情報提供を行う。
- ロ. 前項の報告及び情報提供として主なものは、以下のとおりとする。
- ・ 内部統制システムの整備に関する事項
 - ・ 内部監査・コンプライアンス及びリスク管理に関する事項
 - ・ 重要な訴訟・係争事項
 - ・ 子会社の内部監査部門の活動状況
 - ・ 企業情報の開示に関する事項
 - ・ 経営会議議事録、稟議書等業務執行に関する重要な文書類の回付
 - ・ その他、監査役が報告及び情報提供を要請した事項
- ハ. 当社の取締役、使用人及び子会社の取締役、監査役、使用人、またはこれらの者から報告を受けた者に対し、監査役に報告したことを理由とした不利益な取り扱いを行わない。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役は、経営会議をはじめとする重要な会議に出席し、意見を述べるができる。
- ロ. 監査役は、効率的かつ実効的な監査のため、西武ホールディングスコンプライアンス部、西武ホールディングス監査・内部統制部、子会社の代表取締役及び監査役等に協力を求めることができる。
- ハ. 監査役は、必要に応じて外部の専門家（弁護士・公認会計士・税理士等）に助言を求めることができる。
- ニ. 監査役の職務執行上必要な経費は当社が負担する。また、監査費用の支出にあたっては、監査役はその効率性及び適正性に留意する。
- ホ. 代表取締役は、監査役との会合を定期的に持ち、監査上の重要事項等について意見交換を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、確認調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。なお、当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取組み

コンプライアンス意識の浸透・定着の向上をはかるため、研修の実施や、内部通報制度の周知を継続したほか、コンプライアンス推進委員会や経営層による職場訪問を定期的に行っている。

② リスクマネジメント体制の強化

リスクマネジメント計画に基づき中間期・年度末での評価及び改善の進捗状況を確認し、取締役会ならびに経営会議で報告したほか、リスクが発生した場合に情報を共有することを徹底し、迅速な対策を講じるための体制の構築に努めている。

③ 企業グループにおける業務の適正の確保

「西武グループ関係会社管理規程」に基づき、意思決定及び業務執行の適正性及び効率性を確保し、情報共有や個別指導を積極的に実施することにより業務処理のスピードを向上させることに努めている。

④ 監査役の監査体制

監査役は、定期的に事業所往査やヒアリングを実施することにより役員及び使用人の各階層から情報を取得し、取締役会や経営会議ならびに役員との意見交換会において、経営層に対し必要な意見を述べている。

会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
2024年4月1日 残高	640,000	325,907	△5,892,191	△17,016	△4,943,300
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			530,714		530,714
土地再評価差額金取崩額			3,362		3,362
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	534,077	△0	534,077
2025年3月31日 残高	640,000	325,907	△5,358,114	△17,016	△4,409,222

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	土 地 再 評 価 差 額 金	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累 計 額 合 計	
2024年4月1日 残高	7,248,009	120,719	7,368,728	2,425,428
連結会計年度中の変動額				
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				530,714
土地再評価差額金取崩額				3,362
自 己 株 式 の 取 得				△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△104,683	△7,667	△112,350	△112,350
連結会計年度中の変動額合計	△104,683	△7,667	△112,350	421,726
2025年3月31日 残高	7,143,326	113,051	7,256,378	2,847,155

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- | | |
|------------|--|
| ① 連結子会社の数 | 3社 |
| ② 連結子会社の名称 | 伊豆箱根バス株式会社
伊豆箱根交通株式会社
伊豆箱根企業株式会社 |

(2) 持分法の適用に関する事項

該当なし

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券のうち市場価格のない株式等 移動平均法に基づく原価法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

（リース資産を除く）

鉄道等については、主として定率法を採用し、レジャー・不動産については、主として定額法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2年～60年

機械装置及び運搬具 2年～20年

無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

商品券等引換損失引当金

一定期間経過後に収益計上した未引換の商品券等の、将来引換時に発生する損失に備えるため、過去の引換実績に基づく引換見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(鉄道事業・バス事業)

鉄道事業・バス事業については、主に乗車券及び定期券の販売から収益を獲得しております。乗車券については、輸送サービスを提供した時点で履行義務が充足されるものとし、サービス提供時点で収益を認識しております。定期券の販売に関しては、定期券の有効期間にわたって輸送する履行義務が充足されるものとし、有効期間に応じた収益を認識しております。

(タクシー事業)

タクシー事業については、顧客の求めに応じて旅客を輸送し、その対価として収益を獲得しております。タクシー事業における収益は一時点で履行義務が充足されるため、顧客への輸送サービスが完了した時点で収益を認識しております。

(レジャー・不動産事業)

レジャー事業の物品販売業については、主に土産物販売等の商品の販売から収益を獲得しております。このような商品の販売については、顧客に商品を引渡した時点で収益を認識しております。また、商品の販売に関する取引の対価は、商品の引渡し時に概ね受領しております。

なお、当社グループにおいて財又はサービスの収益を認識するにあたり、当該財又はサービスを顧客に提供する前に支配していると判定されれば本人取引、判定されなければ代理人取引として収益を認識しております。顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

⑤ 退職給付に係る負債

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3年）による均等額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による均等額を費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑥ 工事負担金等の処理

鉄道事業等において、地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受けております。これらの工事負担金等は、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。

また、連結損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

なお、鉄道事業に係る工事負担金等により取得した資産に付随して発生する費用のうち工事負担金等に対応する額については、工事負担金等受入額から直接控除しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等（以下、「法人税等」という。）について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本及びその他の包括利益に区分して計上することとし、その他の包括利益累計額に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することとしました。なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又はその他の包括利益に関連しており、かつ、株主資本又はその他の包括利益に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる連結計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

(1) 固定資産の減損

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失 4,924千円、有形及び無形固定資産 21,078,235千円

再評価に係る繰延税金負債 3,523,691千円、土地再評価差額金 7,143,326千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

ロ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

資産又は資産グループから得られる将来キャッシュ・フローについては、原則として各社において機関決定されている中期経営計画等に基づく資金収支を基礎として、見積りを行っております。

当社グループは、長期戦略の種まき期として、「西武グループ中期経営計画（2024～2026年度）」を策定しており、その計画数値については、2025年度は2024年度に引き続き、動力費、建築コストの高騰及び人材確保を目的とした賃上げ影響などの他、安全安心に資する設備投資増に伴う経費の増加を適切に反映することに加え、インバウンド需要が好調に推移するとともに、値上げを行っていくこととした仮定に基づき算定しております。

なお、経営環境には不確実性を伴うため、実際の結果は上記仮定と異なる場合があります。

ハ．翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定にあたっては、外部の情報等を含む入手可能な情報に基づき慎重に検討しておりますが、見積り額的前提とした経営環境に変化が生じ、結果として将来キャッシュ・フローが減少した場合には、さらなる減損処理が必要となる可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|---------------------------------|--------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 19,028,296千円 |
| (2) 固定資産の取得原価から直接減額された工事負担金等累計額 | 6,694,698千円 |
| (3) 土地の再評価 | |

当社は「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日改正）に基づき事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法・・・「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法に基づいて算定しております。

再評価を行った年月・・・2000年3月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価が再評価後の帳簿価額を下回る額 3,590,132千円

5. 連結損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

当連結会計年度において以下の資産について減損損失を計上いたしました。

① 減損損失を認識した主な資産

場 所	用 途	種 類
静岡県熱海市他	遊休資産	土地

② 減損損失の認識に至った経緯

土地の取得価額に対する時価の著しい下落や、需要の低迷により当初予定していた収益が見込まれなくなったため減損損失を認識しております。

③ 減損損失の金額

土地	4,924千円
計	4,924千円

④ 資産のグルーピングの方法

遊休資産については個別物件単位に、事業用資産については継続的に収支の把握を行っており、管理会計上の区分に従いグルーピングしております。

⑤ 回収可能価額の算定方法

遊休資産及び事業用資産の回収可能価額は、主として正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額等を基に算定しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数

発 行 済 株 式	当連結会計年度末株式数
普 通 株 式	1,280,000株
A 種 優 先 株 式	900,000株
計	2,180,000株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金や長期貸付金は、顧客及び貸付先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、必要により取引先の信用リスクの調査を実施するとともに、必要な社内手続に基づいて取引を行っております。また、取引先ごとに期日及び残高管理を行うことなどにより回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

短期借入金は営業取引及び設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」及び「短期借入金」については現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	当連結会計年度
非上場株式(*1)	48,133

(*1) 非上場株式については、市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

当連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
売掛金	571,460	—	—	—
長期貸付金	15,000	60,000	75,000	40,000
合計	586,460	60,000	75,000	40,000

(4) 短期借入金の連結決算日後の返済予定額

当連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	11,645,000	—	—	—	—	—
合計	11,645,000	—	—	—	—	—

(5) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、静岡県その他の地域において、賃貸オフィスビルや賃貸商業施設、賃貸住宅を所有しております。なお、賃貸商業施設等の一部については、一部の子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関連する連結貸借対照表計上額及び時価は次のとおりであります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価
賃貸等不動産	6,171,943	5,604,801
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	151,250	71,352

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標等を用いて調整した金額によっております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

△4,814円93銭

1株当たり純資産額の算定上の基礎は次のとおりです。

純資産の部合計額	2,847,155千円
純資産の部合計額から控除する金額	9,000,000千円
(うち優先株式)	(9,000,000千円)
普通株式に係る純資産額	△6,152,844千円
1株当たりの純資産額の算定に用いた普通株式の数	1,277,867株

(2) 1株当たり当期純利益

415円27銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりです。

親会社株主に帰属する当期純利益	530,714千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	530,714千円
期中平均株式数	1,277,988株

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント					調整額 (注)	連結 損益計算書 計上額
	鉄道	バス	タクシー	レジャー ・不動産	合計		
鉄道事業	2,641,051	—	—	—	2,641,051		
バス事業	—	3,266,689	—	—	3,266,689		
タクシー事業	—	—	2,630,287	—	2,630,287		
自動車道事業	—	—	—	90,282	90,282		
飲食店・物品販売業	—	—	—	892,476	892,476		
不動産賃貸業	—	—	—	660,029	660,029		
その他	—	—	—	182,464	182,464		
顧客との契約から生 じる収益	2,630,074	3,171,681	2,584,583	1,251,325	9,637,664		
その他の収益	10,976	95,007	45,704	573,927	725,616		
営業収益	2,641,051	3,266,689	2,630,287	1,825,252	10,363,280	△152,861	10,210,418

(注) 調整額△152,861千円については、主にセグメント間取引消去であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (3) 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約資産、契約負債の残高は以下のとおりです。

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	541,303千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	568,513千円
契約資産（期首残高）	一千円
契約資産（期末残高）	一千円
契約負債（期首残高）	166,239千円
契約負債（期末残高）	153,447千円

契約負債は、主に鉄道事業及びバス事業における顧客から受領した有効期間前の前受運賃となります。契約負債は、収益の認識にともない取り崩されます。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは166,024千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

1年以内	153,371千円
1年超	75千円

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金		
2024年4月1日 残高	640,000	325,907	11	160,000	△6,075,239	△17,016	△4,966,335
事業年度中の変動額							
当期純利益					541,759		541,759
土地再評価差 額金取崩額					3,362		3,362
自己株式の取得						△0	△0
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	545,122	△0	545,121
2025年3月31日 残高	640,000	325,907	11	160,000	△5,530,117	△17,016	△4,421,214

	評価・換算差額等	純資産合計
	土 地 再 評 価 差 額 金	
2024年4月1日 残高	7,248,009	2,281,673
事業年度中の変動額		
当期純利益		541,759
土地再評価差 額金取崩額		3,362
自己株式の取得		△0
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)	△104,683	△104,683
事業年度中の変動額合計	△104,683	440,438
2025年3月31日 残高	7,143,326	2,722,112

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法に基づく原価法

その他有価証券のうち市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

鉄道事業取替資産

取替法

建物・構築物

定率法（鉄道事業）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

定額法（上記以外の事業）

その他

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～50年

構築物 2～60年

車両 2～20年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

商品券等引換損失引当金

一定期間経過後に収益計上した未引換の商品券等の、将来引換時に発生する損失に備えるため、過去の引換実績に基づく引換見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による均等額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による均等額を費用処理しております。

役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(鉄道事業)

主に乗車券及び定期券の販売から収益を獲得しております。乗車券については、輸送サービスを提供した時点で履行義務が充足されるものとし、サービス提供時点で収益を認識しております。定期券の販売に関しては、定期券の有効期間にわたって輸送する履行義務が充足されるものとし、有効期間に応じて収益を認識しております。

(レジャー・不動産事業)

レジャー事業の物品販売業については、主に土産物販売等の商品の販売から収益を獲得しております。このような商品の販売については、顧客に商品を引渡した時点で収益を認識しております。また、商品の販売に関する取引の対価は、商品の引渡し時に概ね受領しております。

なお、当社において財又はサービスの収益を認識するにあたり、当該財又はサービスを顧客に提供する前に支配していると判定されれば本人取引、判定されなければ代理人取引として収益を認識しております。顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

工事負担金等の処理

鉄道事業等において、地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受けております。これらの工事負担金等は、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。

また、損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

なお、鉄道事業に係る工事負担金等により取得した資産に付随して発生する費用のうち工事負担金等に対応する額については、工事負担金等受入額から直接控除しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等（以下、「法人税等」という。）について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本及び評価・換算差額等に区分して計上することとし、評価・換算差額等に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することとしました。な

お、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又は評価・換算差額等に関連しており、かつ、株主資本又は評価・換算差額等に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

(1) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 4,924千円、有形及び無形固定資産 19,912,149千円

再評価に係る繰延税金負債 3,523,691千円、土地再評価差額金 7,143,326千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ. 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

ロ. 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

資産又は資産グループから得られる将来キャッシュ・フローについては、原則として機関決定されている中期経営計画等に基づく資金収支を基礎として、見積りを行っております。

当社は、長期戦略の種まき期として、「西武グループ中期経営計画（2024～2026年度）」を策定しており、その計画数値については、2025年度は2024年度に引き続き、動力費、建築コストの高騰及び人財確保を目的とした賃上げ影響などの他、安全安心に資する設備投資増に伴う経費の増加を適切に反映することに加え、インバウンド需要が好調に推移するとともに、値上げを行っていくこととした仮定に基づき算定しております。

なお、経営環境には不確実性を伴うため、実際の結果は上記仮定と異なる場合があります。

ハ. 翌事業年度の計算書類に与える影響

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定にあたっては、外部の情報等を含む入手可能な情報に基づき慎重に検討しておりますが、見積り額の前提とした経営環境に変化が生じ、結果として将来キャッシュ・フローが減少した場合には、さらなる減損処理が必要となる可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
- | | |
|--------|-------------|
| 短期金銭債権 | 1,480,474千円 |
| 短期金銭債務 | 6,807,953千円 |
| 長期金銭債務 | 10,677千円 |
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 16,837,044千円
- (3) 事業用固定資産
- | | |
|--------|--------------|
| 有形固定資産 | 19,642,181千円 |
| 土地 | 15,423,795千円 |
| 建物 | 1,714,998千円 |
| 構築物 | 1,965,628千円 |
| 車両 | 44,792千円 |
| その他 | 492,966千円 |
| 無形固定資産 | 249,908千円 |
- (4) 固定資産の取得原価から直接減額された工事負担金等累計額 6,477,882千円
- (5) 偶発債務
- 伊豆箱根バス株式会社の借入等に対して保証を行っております。 49千円
- (6) 土地の再評価
- 「土地再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日改正）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。
- 再評価の方法・・・ 「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法に基づいて算定しております。
- 再評価を行った年月・・・ 2000年3月31日
- 再評価を行った土地の当事業年度末における時価が再評価後の帳簿価額を下回る額 3,590,132千円

5. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引高
- | | |
|------------|----------|
| 営業収益 | 94,583千円 |
| 営業費 | 42,086千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 90,359千円 |
- (2) 減損損失
- 当事業年度において以下の資産について減損損失を計上いたしました。

① 減損損失を認識した主な資産

場 所	用 途	種 類
静岡県熱海市他	遊休資産	土地

② 減損損失の認識に至った経緯

土地の取得価額に対する時価の著しい下落や、需要の低迷により当初予定していた収益が見込まれなくなったため減損損失を認識しております。

③ 減損損失の金額

付帯事業固定資産	4,924千円
計	4,924千円

④ 資産のグルーピングの方法

遊休資産については個別物件単位に、事業用資産については継続的に収支の把握を行っており、管理会計上の区分に従いグルーピングしております。

⑤ 回収可能価額の算定方法

遊休資産及び事業用資産の回収可能価額は、主として正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額等を基に算定しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	2,133株
------	--------

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	38,285千円
退職給付引当金	362,542千円
減損損失	299,074千円
繰越欠損金	1,153,741千円
分譲土地評価損	60,658千円
貸倒引当金	360,796千円
関係会社株式評価損	102,054千円
その他	99,804千円
繰延税金資産小計	2,476,958千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,153,741千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,250,015千円
評価性引当額小計	△2,403,757千円
繰延税金資産合計	73,200千円
繰延税金負債	
その他	一千円
繰延税金負債の純額	一千円
再評価に係る繰延税金負債	3,523,691千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.4%から31.3%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の再評価に係る繰延税金負債は101,320千円増加し、土地再評価差額金が同額減少しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
親会社	(株)西武ホールディングス	被所有 間接 73.99%	資金の借入	資金の借入(注) 利息の支払(注)	6,699,863 68,666	借入金 未払金	6,545,000 6,051

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当社は(株)西武ホールディングスが導入しているCMS(キャッシュマネジメントシステム)に参加しており、資金貸借取引はCMSに係るものであります。利率は市場金利を勘案して合理的に決定しており、担保は受け入れておりません。なお、資金貸付及び資金借入の取引金額は期中平均残高を記載しております。

(2) 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	伊豆箱根企業(株)	所有 直接 100%	役員の兼任	—	—	未払金	240,653
子会社	伊豆箱根バス(株)	所有 直接 100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 利息の受取	999,583 9,076	貸付金(注1) 未収金	870,000 747
子会社	伊豆箱根交通(株)	所有 直接 100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 利息の受取	582,040 5,204	貸付金(注2) 未収金	575,000 472

取引条件及び取引条件の決定方針等

資金貸借取引の利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、資金貸付の取引金額は期中の平均残高を記載しております。期末残高には消費税等を含めております。

(注1) 伊豆箱根バス(株)への貸付金に対し、771,456千円の貸倒引当金を計上しております。

(注2) 伊豆箱根交通(株)への貸付金に対し、282,420千円の貸倒引当金を計上しております。

(3) 役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
役員及びその近親者が代表理事を務める財団法人	(公財)熱海日金山霊園	—%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 利息の受取	201,250 2,905	貸付金(注) 未収金	190,000 246

取引条件及び取引条件の決定方針等

資金貸借取引の利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、資金貸付の取引金額は期中の平均残高を記載しております。

(注) (公財)熱海日金山霊園への貸付金に対し、95,000千円の貸倒引当金を計上しております。

(4) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

9. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1 株当たり純資産額

△4,912円79銭

1 株当たり純資産額の算定上の基礎は次のとおりです。

純資産の部合計額	2,722,112千円
純資産の部合計額から控除する金額	9,000,000千円
(うち優先株式)	(9,000,000千円)
普通株式に係る純資産額	△6,277,887千円
1 株当たりの純資産額の算定に用いた普通株式の数	1,277,867株

(2) 1 株当たり当期純利益

423円92銭

1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりです。

当期純利益	541,759千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益	541,759千円
期中平均株式数	1,277,988株

10. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。